

延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納

- ・市税及び県民税並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の過誤納金の支払
- ・市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
- ・国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- ・国民健康保険未収納一部負担金の収納
- ・国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- ・国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の過誤納金の支払
- ・介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- ・介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- ・介護保険料及びこれに係る延滞金の過誤納金の支払
- ・後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- ・後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の過誤納金の支払
- ・児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- ・証紙売りさばき代金の収納（似島出張所を除く。）
- ・市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- ・早稲田住宅団地污水处理施設使用料の収納（似島出張所を除く。）
- ・幼稚園授業料の収納（似島出張所を除く。）
- ・広島市公文書館条例第7条第1項に規定する手数料の収納
- ・広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。ただし、湯来出張所にあつては、同条第26号、第35号、第37号及び第39号（佐伯区役所農林建設部管理課の所掌事務に係るものに限る。）を含む。）の収納
- ・刊行物売払代金の収納
- ・大型ごみ収集運搬手数料の収納
- ・照明点灯カード売払代金（学校体育施設開放事業に係るもの及び近隣運動広場の利用に係るものに限る。）の収納
- ・下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- ・下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- ・下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- ・下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- ・下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

3 委任年月日

平成22年11月11日

広島市告示（安佐北区）第125号

平成22年11月26日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、区会計管理者の事務の一部を次のとおり委任させたとの告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 委任を受けた区物品分任出納員

安佐北区役所白木出張所 主任（事） 高森 雄二

2 委任させた事務

安佐北区役所白木出張所における物品の出納保管に関する事務

3 委任年月日

平成22年11月11日

広島市告示（安芸区）第65号

平成22年11月1日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成22年11月1日から同年11月15日まで、広島市安芸区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

区分	路線名等	所 在（起点及び終点）
里道	安芸4区542号里道	矢野東七丁目780番3地先から780番3地先まで

広島市告示（安芸区）第66号

平成22年11月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成22年11月2日から平成22年11月16日まで安芸区役所農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の長さ
市道	安芸4区148号線	安芸区矢野東七丁目983番地13地先から	旧	メートル 3.60 4.00	メートル 11.00
		安芸区矢野東七丁目983番地7地先まで	新	メートル 4.00 6.00	メートル 11.00

広島市告示（安芸区）第 67 号

平成 22 年 1 月 2 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成 22 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 16 日まで安芸区役所農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の 種 類	路線名	供 用 開 始 区 間	供 用 開 始 の 期 日
市 道	安 芸 4 区 1 4 8 号 線	安芸区矢野東七丁目 983 番 地 13 地先から 安芸区矢野東七丁目 983 番 地 7 地先まで	平成 22 年 1 月 2 日

広島市告示（安芸区）第 68 号

平成 22 年 1 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（安芸区）第 69 号

平成 22 年 1 月 9 日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、1 月 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1 か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（安芸区）第 70 号

平成 22 年 1 月 19 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 46 第 4 項の規定に基づき、安芸区役所中野出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 解除を受けた区分任出納員
安芸区役所中野出張所（移動窓口） 主査 升本 幸恵
- 2 解除させた事務
別紙のとおり。
- 3 解除年月日
平成 22 年 10 月 31 日

（別紙）

解除する事務

1. 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
2. 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
3. 国民健康保険未収納一部負担金の収納
4. 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
5. 児童福祉施設徴収金、道路占用料及び下水道敷占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
6. 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
7. 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
8. 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
9. 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
10. 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
11. 幼稚園授業料の収納
12. 広島市証明等手数料条例第 2 条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
13. 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
14. 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
15. 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
16. 広島市公文書館条例第 7 条第 1 項に規定する手数料の収納

広島市告示（安芸区）第 71 号

平成 22 年 1 月 25 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（安芸区）第 72 号

平成 22 年 1 月 25 日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、1 月 24 日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1 か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（佐伯区）第 145 号

平成22年11月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第146号**

平成22年11月1日

広島市五日市駅北口及び南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、平成22年10月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第147号

平成22年11月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の複数建築物に対する特例を下記の一団地について認定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

記

1 一団地の名称

坪井・千同住宅

2 一団地の区域

広島市佐伯区の坪井一丁目374番3、801番3、1314番3、1314番5及び1324番並びに千同一丁目828番2

3 認定番号

第2号

4 認定年月日

平成22年11月5日

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第148号**

平成22年11月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年5月23日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中講町内会（代表者 倉本 徳幸）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋葉忠利

変更があった事項及び内容

## 1 代表者氏名及び住所並びに事務所の所在地

六廣 隆

広島市佐伯区五日市町大字石内2653番地

## 2 変更の年月日

平成22年4月1日

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第149号

平成22年11月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第150号**

平成22年11月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第151号

平成22年11月8日

広島市五日市駅北口及び南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、平成22年11月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第152号**

平成22年11月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 5 3 号

平成 2 2 年 1 1 月 9 日

広島市五日市駅北口及び南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、平成 2 2 年 1 1 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（佐伯区）第 1 5 4 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた下記自転車等については、平成 2 2 年 1 1 月 1 1 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 5 5 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 5 6 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 5 7 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

広島市五日市駅北口及び南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、平成 2 2 年 1 1 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

区 告 示

広島市西区告示第 7 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、職権で処理したので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市西区長 増 川 一 幸

記

| 氏 名   | 住 民 票 の 住 所                    | 職権処理の内容 |
|-------|--------------------------------|---------|
| 西村 和則 | 天満町 1 8 番 1 4 号                | 職権消除    |
| 中川 求  | 中広町一丁目 1 1 番 2 号               | 職権消除    |
| 伊藤 隆則 | 福島町二丁目 1 0 番 2 5 号             | 職権消除    |
| 河野 輝明 | 東観音町 1 9 番 1 6 - 5 0 1 号（山西ビル） | 職権消除    |
| 森永 弘徳 | 南観音町 3 番 3 0 - 1 0 8 号         | 職権消除    |
| 大場 憲一 | 南観音二丁目 6 番 3 2 号               | 職権消除    |
| 土手 守也 | 南観音三丁目 1 番 9 号（村下アパート）         | 職権消除    |
| 佐古 三吉 | 南観音七丁目 7 番 9 - 3 0 1 号         | 職権消除    |
| 箕野二三男 | 南観音八丁目 1 2 番 2 6 号             | 職権消除    |
| 吉村 康晴 | 己斐中三丁目 1 2 番 1 0 - 4 0 3 号     | 職権消除    |

広島市安佐南区告示第 9 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、職権で処理したので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 梶 原 伸 之

記

| 氏 名 | 住 民 票 の 住 所 | 職権処理の内容 |
|-----|-------------|---------|
|-----|-------------|---------|